

こむ1会 定期総会

(2022年度・第11回)

日時:2022年9月3日(土曜) 10時00分～12時00分

会場:ぷらざこむ1 3階フリールーム

進行次第

1. 開会
2. 議長選出
3. 総会
 - (1) 総会の開会宣言
 - (2) 総会の進行説明 (議案説明・質疑応答・決議までの流れについて)
 - (3) 議案説明・質疑応答

第1号議案 2021年度事業報告

- 資料①-1 事業報告(2021年度)
- 資料①-2 会則改定企画検討会 活動報告(2021年度)
- 資料①-3 施設改善企画検討会 活動報告(2021年度)
- 資料①-4 広報企画検討会 活動報告(2021年度)
- 資料①-5 防災減災企画検討会 活動報告(2021年度)
- 資料①-6 交流企画検討会 活動報告(2021年度)
- 資料①-7 座談会実行委員会 活動報告(2021年度)

第2号議案 2021年度会計報告・2021年度会計監査報告

- 資料②-1 会計報告(2021年度)
- 資料②-2 会計監査報告(2021年度)

第3号議案 会則の一部改定

資料③-1 こむ1会会則の一部改定【案】

第4号議案 2022年度運営委員の選任

資料④-1 こむ1会運営委員候補者(2022年度)【案】

資料④-2 こむ1会会員一覧(2022年8月1日予定)

第5号議案 2022年度事業計画

資料⑤-1 事業計画(2022年度)【案】

資料⑤-2 施設改善企画検討会 活動計画(2022年度)【案】

資料⑤-3 広報企画検討会 活動計画(2022年度)【案】

資料⑤-4 交流企画検討会 活動計画(2022年度)【案】

資料⑤-5 座談会実行委員会 活動計画(2022年度)【案】

第6号議案 2022年度会計予算

資料⑥-1 会計予算(2022年度)【案】

4. 議長解任
5. その他・連絡事項
6. 閉会挨拶

事業報告

(2021年度)

1. 定期総会の開催、書面決議

2021年8月28日(土曜)13時30分～15時30分、オンライン(Zoom)で実施。
書面決議で実施、成立した。

2. 運営委員会の開催

毎月1回、各10日の13:30～15:30に実施、一部休館日と重なり翌日に変更。多面方式に加え
コロナ禍により ZOOM 配信併用にて実施。運営委員を班分けして業務分担(会議進行や会議録
作成など)。

3. 連絡会議の開催

毎月1回、各月の中旬以降に実施。運営委員会の実施のための情報連絡会議(連絡報告事項や議
案)、ボランティアセンター、財団および報告者や提案者などで構成。

4. 一斉配信による情報共有

こむ1会の会員向けて、運営委員会のレジメや会議録などの配信(各グループの連絡担当者へメ
ール送信など)を実施。

5. ホームページの更新管理

ウェブサイトをリニューアル(<https://comonenet.com>に変更)。会議録、連絡事項を掲載。

6. 「ふらっとぶらざ」利用団体との調整

撤退グループがあった。

7. 倉庫・ロッカーの運用

前年度同様に「倉庫・ロッカー利用者連絡会」において運用。

8. こむ1会の運営のあり方や仕組みの見直しについての検討

会則改定、施設改善、広報、防災減災、交流の企画検討会を立ち上げた。
各企画検討会・各実行委員会の活動報告は、別添資料を参照。

9. こむ1会の趣旨や目的に必要な事業

(1) 他の会議への参加(こむ1会に参加依頼があり応えたもの)

宝塚福祉コミュニティプラザ連絡会、受付ボランティア会議、宝塚市社会福祉協議会評議員
会(候補者推薦)、宝塚市ボランティア活動センター運営委員会(候補者推薦)、大型児童
センター運営委員会(候補者推薦)、宝塚市セーフティネット会議

会則改定企画検討会 活動報告

(2021年度)

1. メンバー（所属名称は略称）

- ①榎本(信天翁)、②岡田(ありのまま)、③金子(はっぴーばーばら)、④谷田(すみれの会)、
⑤中小路(個人)、⑥中下(エリアナウス)、⑦松崎(歌楽多笑一座)、⑧三島(広域ボランティア)、
⑨原(ランチボックス)、⑩中村(心臓障碍者の会)・・・中村さんは2021年11月より参加

2. 改定作業の進め方

・改定案検討にあたっての基本的な考え方

- 1) 現会則の基本的な考え方は変えない
- 2) 出来れば現在の会則の形式・書式(A4用紙2ページ)を維持する

・見直し対象箇所

- 1) こむ1会の運営上、守られていない(守られにくい)箇所
- 2) 表現が曖昧で、人によって捉え方に差がある箇所
- 3) その他、修正すべき(した方がいい)と思われる箇所

3. 活動の経過

- ・21/3: 運営委員会にて WT メンバーの承認(公募メンバー9名で発足)
- ・21/5: 緊急事態による休会の影響で一括提案を断念(第1条～4条のみ総会に諮る)
- ・21/8: 第1条～第4条の改定案を、運営委員会の承認を経て、総会で承認
————— 以上は昨年の総会で報告済み —————
- ・21/11: 中村さんを加えた10名で、第5条以下の討議再開(11月・12月)
- ・22/4: まん延防止発出による3か月の中断を経て再開
- ・22/5: 第5条以下(細則規定含む)の最終提案の確定、運営委員会に提出
- ・22/6: 運営委員会にて提案の説明(同日、コムワンネット掲載によるパブリックコメント募集)
- ・22/7: パブリックコメントに対する WT の見解を運営委員会に提出
- ・22/7: 運営委員会で最終審議、一部修正の上承認
- ・22/9: 定期総会に提案

施設改善企画検討会 活動報告

(2021年度)

1. 施設の改善についての検討

運営委員会内で、施設の改善について、議論した。

2. 「大掃除実行委員会」の活動

2022年6月16日(木曜)10時(9時半集合)から2021年度大掃除大会を33グループ、約100人が参加して開催した。

3. クッキングルームの整理、改善、点検の取り組み

※クッキングルームを利用しているグループの協力を得て、取り組んだ。

(ア) 設置されている物品が整理、整頓されているかの確認

- ・物品は所定の場所に整理して置かれているか。
- ・所定の場所に他の物が混入していないか。

(イ) 不用品の整理(常設されている以外の物品)

- ・使用不能の物品(鍋、フライパン、箸、食器等)

(ウ) 使用後の確認

- ・ボール、ざる、食器など水分をふき取り所定の場所にもどしてあるか。
- ・流し、排水溝にゴミなどが無いか。
- ・包丁、まな板は殺菌庫に入れ鍵をかけてあるか。

広報企画検討会 活動報告

(2021年度)

1. 広報活動についての検討

運営委員会内で、広報について、議論した。

2. 「ウェブサイト制作実行委員会」「デジマガ制作実行委員会」の活動

(ア)ウェブサイト制作実行委員会

入会申込書や各種申請書、運営委員会内で使用する文書テンプレートを掲載して、いつでも必要な時にだれでもダウンロードできるようにした。

(イ)デジマガ制作実行委員会

2021年度は、お試し版を2回発行した。内容は「こむ1会運営委員」の紹介。

3. 積極的な広報についての検討

(ア)こむ1会宛へのメールを、運営委員で共有する仕組みを作った。

(イ)案内冊子を作成して、見学会にて使用した。

(ウ)運営委員会のレジメや議事録を、ウェブサイトに掲載することが、定着した。

(エ)「お知らせ板」を配置して、広報に役立てるようにした(2022年7月～)。

(オ)館内の掲示物を検討した。正面玄関の広報掲示板を充実化すること、二次元バーコードなどでウェブサイトアクセスしやすくした。

(カ)案内動画制作について検討および制作は、検討は行ったが、制作まで至らなかった。

4. その他

(ア)こむ1会のメールアドレスを変更した

変更後 mail@comonenet.com

防災減災企画検討会 活動報告

(2021年度)

1. 防災・減災についての検討

運営委員で活動の内容について検討した。

(ア) 館内の防火消防設備と避難経路の確認を行うツアーの実施を計画したが集まる機会が得られず実施できなかった。

(イ) 消防避難訓練はコロナ感染防止の観点から実施しなかった。

交流企画検討会 活動報告

(2021年度)

1. 交流活動についての考察

コロナ禍に於けるフェスティバルの開催について以下のような議論が行われた。

- ・ 小規模な形なら実施可能ではないか
- ・ パネル展示などは問題なくできる
- ・ リモートもしくはオンライン YouTubeなどを考えられないか
- ・ 素人が作る YouTubeなどを果たして作ったとして効果があるのか、見てもらえるか
- ・ 人に来て貰うのか、配信だけにするのか
- ・ コロナ対策として行える対策とその効果は
- ・ 飲食が可能か
- ・ ターゲットは誰なのか…こむ1会の会員向けなのか、一般市民なのか

2. 2021年度 企画検討会実施日

2021年 9/25, 10/23, 12/1, 2022年 1/20, 2/17, 3/23, 6/4, 7/2

座談会実行委員会 活動報告

(2021年度)

1. 座談会実施の経緯 (2020年度～2021年度)

- ① 交流企画検討会からアンケート&座談会実行委員会を立ちあげた。
- ② 2020年コロナ禍に於いて、活動が極端に制限された訪問型(学校、施設など)ボランティアについて、アンケートをとり現状の把握と問題点、課題を掘り起こす。
 - ・ 元々のボランティアの意義として訪問型ボランティアは対象者に必要とされているのか？
 - ・ 訪問型ボランティアはコロナ禍での活動をどのように続けているのか？
 - ・ 今、抱いている不安

以上等のアンケートの結果を、こむ1会会員に提供した。

アンケートの実施後に座談会を実施する計画を立てていた…次年度へ

③ 前年度からの計画であった2021年度座談会(訪問ボランティア対象)の実施

2022年5月2日(土曜)10:00～12:00 開催

- ・ 2020年度のこむ1会アンケート結果と、ボラセンが行った対象者(施設など)に行ったアンケート結果をあわせ座談会を実施した。

☆ 座談会実施報告はコムワンネットに掲載

2. 2021年度 座談会実行委員会実施日

2021年 9/25, 10/23, 12/1, 2022年 1/20, 2/17, 3/23, 6/4, 7/2

会計報告

(2021年度)

自 2021年8月1日
至 2022年7月31日

(単位:円)

収 入			
科目	予算	決算	摘要 (主な収益抜粋)
前年度繰越金	225,873	225,873	※2020年度会計より繰越
年会費	50,000	51,800	50円×会員 1036名分
活動収入	0	0	
雑収入	127	4,175	コピー機利用収入
計	276,000	281,848	

(単位:円)

支 出			
科目	予算	決算	摘要 (主な使途抜粋)
消耗品費	40,000	42,100	コピー費(カード・用紙・インク) ホワイトボードマーカー 変換ケーブル・プラグ等
備品費	40,000	114,729	複合機プリンター ノートパソコン一式x2
使用料	15,000	4,704	ウェブサーバー・ドメイン料
事業費	100,000	0	
予備費	81,000	0	
計	276,000	161,533	

収入	※上記参照	支出	次年度繰越金
281,848	—	161,533	120,315

上記のとおり報告します。

2022/7/16

会計

中下 大地 

会計

高原 宏子 

会計監査報告

(2021年度)

会計監査報告

2021年度（2021年8月1日～2022年7月31日）のこむ1会における、会計の会計決算報告および諸帳簿を会計監査した結果、
正確かつ適正に処理されていることを確認いたしましたので、
ここにご報告申し上げます。

2022年7月16日
会計監査

真下英彦 

2022年7月16日
会計監査

関戸光子 

こむ1会会則の一部改定【案】

現行会則	見直し理由	改定案
<p>【名称】 第1条 本会を「こむ1(ワン)会」と称する(以下、本会と称する)。</p> <p>【目的】 第2条 本会は、(公財)ブラザ・コムが掲げる「<u>ぶらざこむ1の願いと目的</u>」※に賛同し、誰もが住みやすい街や社会づくりに寄与することを目的とする。 ※ <u>ぶらざこむ1の願いと目的</u>「すべての人にとって暮らしやすい街や社会を、ボランティアの力によってつくること。」</p> <p>【活動】 第3条 本会は、第2条の目的を達成するための活動を行う。 ①ぶらざこむ1を核とした、つながりづくりを促進するための活動 ②ぶらざこむ1の運営に関する主体的な活動</p> <p>【事務局】 第4条 本会の事務局はぶらざこむ1内におく。</p> <p>【会 員】 第5条 本会の会員は次の者とする。 ①ぶらざこむ1を拠点にボランティア活動を実施しているぶらざこむ1登録グループ ②第2条に賛同する個人またはグループ</p> <p>【オブザーバー】 第6条 至聖市社会福祉協議会がボランティア活動センターは議決権のないオブザーバーとして本会に参画する。</p> <p>【会員の役割】 第7条 会員の役割は次の通りとする。 ①ぶらざこむ1のコミュニケーションづくりに参画する ②ボランティア活動を通じて、誰もが住みやすい社会づくりに寄与する ③ぶらざこむ1の自主運営を担う</p> <p>【運営委員】 第8条 本会の円滑な運営を直轄するため運営委員(以下、委員と称する)を選任し、運営に当たる。</p> <p>【委員の選任と任期】 第9条 委員の選任は次の方法により行う。 1 選挙 委員の定数は25名とする。その内訳は、ぶらざこむ1登録グループから個人の資格で出た者15名程度、ボランティア活動に理解のある個人10名程度とする。 2 任期は2年とする。 3 欠員が生じた場合は必要に応じて後任者を選任することができる。その任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>【役員】 第10条 本会の運営を取りまとめるために次の役員をおく。 代表 1名 本会の運営を統括する 副代表 2名 代表を補佐する 代表に事故ある時は、副代表の合議により代表代行を決める 会計 1名 本会の会計にあたる 会計監査 2名 本会の会計監査にあたる 総務 2名 本会の庶務全般にあたる</p> <p>【役員の設定】 第11条 役員の設定は第9条1項の委員の中から選定され、総会で承認を受ける。 2 代表は、必要に応じて、運営委員より役員を増員することができる。</p>	<p>第1条～第4条 昨年度改定</p> <p>1 冗長部分を削除した。 2 「利用未登録のグループ」個人が加入し、個人が加入しに当たって、加入のための条件として、「こむ1会での承認」を追加した。 ※ ボランティア活動センターのみで財団が記載されていない。 ・ オブザーバーとしての会員資格を定義する必要がない。 ・ (新)11条(運営委員会)の中に、「両者が、運営委員会にオブザーバーで出席する」を追加し、第6条を削除した。 ※ 第9条【目的】・第9条【活動】と内容が重複しているため、再度【会員の役割】として掲載する必要なしと判断し削除した。 旧6条・7条の削除に伴い、条番号を修正した。(以下共通)</p> <p>1 冗長部分を削除および誤字の修正を行った。 2～3 運営委員として兼たすべき役割を追加した。</p> <p>1 運営委員に承認の規定がないので、総会で承認を受ける事とした。(現在運用されているルールの明文化) ・ 運営委員の選任方法に関する規定がないため、細則で定める事とした。(現在運用されているルールを細則で明文化) ・ 運営委員の構成内訳は、実態にそぐわず厳格な適用は今後も困難と思われるので、総数のみの規定に変更した。</p> <p>1 冗長部分を削除した。 2 (旧)第11条2を(新)第8条2に移動させた ・ 役員増員決定者名、代表から運営委員会に変更した。 1 役員の設定方法が明記されていない。 ・ 選定方法を、実態にあわせ運営委員による互選に変更。総会で承認された新運営委員による互選とする。総会承認のための総会の開催は不要とした。 2 (旧)第11条2項は、(新)第9条2項に移動させた</p>	<p>【会 員】 第5条 本会の会員は次の者とする。 ① 入会届を提出したぶらざこむ1利用登録グループに所属する者 ② 第2条に賛同し、こむ1会に入会届を提出したぶらざこむ1利用未登録のグループまたは個人</p> <p>【オブザーバー】 旧第6条は削除</p> <p>【会員の役割】 旧第7条は削除</p> <p>【運営委員】 第6条 本会の円滑な運営を図るため運営委員を選任する。 2 運営委員は、運営委員会に出席する。 3 運営委員は、第11条3項に定める事項についての業務を行う。</p> <p>【委員の選任と任期】 第7条 委員は、会員の25名を選任し、総会で承認を受ける。 選任方法は、細則で定める。 2 任期は2年とする。 3 欠員が生じた場合は、必要に応じて後任者を選任することができる。その任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>【役員】 第8条 本会には、次の役員をおく。 代表 1名 本会の運営を統括する 副代表 2名 代表を補佐する 代表に事故ある時は、副代表の合議により代表代行を決める 会計 1名 本会の会計にあたる 会計監査 2名 本会の会計監査にあたる 総務 2名 本会の庶務全般にあたる</p> <p>2 運営委員会は、運営委員の中から役員を増員することができる。</p> <p>【役員の設定】 第9条 役員は運営委員の中から運営委員による互選で選出する。 【役員の任期】</p>

こむ1会会則の一部改定【案】

<p>第10条 役員は任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員は任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 増員により選任された役員は任期は、直近の定時総会までとする。</p> <p>4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。</p>	<p>【役員】</p> <p>第11条 役員は任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員は任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 増員により選任された役員は任期は、直近の定時総会までとする。</p> <p>4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。</p>
<p>【運営委員会】</p> <p>第11条 本会の円滑な運営を図るため運営委員会を置き、第6条で定める運営委員により構成する。</p> <p>2 運営委員会は公開で行う事を原則とし、代表の招集により1回以上開催する。</p> <p>3 運営委員会は必要に応じて小委員会を設け、決定や活動の企画立案を行う。</p> <p>4 運営委員会は必要に応じて小委員会を設け、決定や活動の企画立案を行う。</p> <p>5 運営委員会の議決は、出席委員の過半数以上の賛同をもって成立する。</p> <p>6 (公財)ブラザー・コムおよび至聖市社会福祉協議会至聖ボランタリーセンターは、議決権のないオブザーバーとして運営委員会に出席する。</p>	<p>【運営委員会】</p> <p>第11条 本会の円滑な運営を図るため運営委員会を置き、第6条で定める運営委員により構成する。</p> <p>2 運営委員会は公開で行う事を原則とし、代表の招集により1回以上開催する。</p> <p>3 運営委員会は必要に応じて小委員会を設け、決定や活動の企画立案を行う。</p> <p>4 運営委員会は必要に応じて小委員会を設け、決定や活動の企画立案を行う。</p> <p>5 運営委員会の議決は、出席委員の過半数以上の賛同をもって成立する。</p> <p>6 (公財)ブラザー・コムおよび至聖市社会福祉協議会至聖ボランタリーセンターは、議決権のないオブザーバーとして運営委員会に出席する。</p>
<p>【総会】</p> <p>第12条 総会は次の事項について決議する。</p> <p>また総会の進行のため議長を選出する。</p> <p>① 会則の変更承認 ② 運営委員の選任および解任 ③ 活動報告および会計報告と承認 ④ 活動計画および予算計画と承認</p> <p>2 定期総会を毎年1回、開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。</p> <p>3 総会は運営委員会の決議に基づき本会の代表によって招集する。</p> <p>4 総会は本会の会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任した会員は出席とみなす。</p> <p>5 本会の議案は出席者の過半数の賛同をもって成立したものとす。</p>	<p>【総会】</p> <p>第12条 総会は次の事項について決議する。</p> <p>また総会の進行のため議長を選出する。</p> <p>① 会則の変更承認 ② 運営委員の選任および解任 ③ 活動報告および会計報告と承認 ④ 活動計画および予算計画と承認</p> <p>2 定期総会を毎年1回、開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。</p> <p>3 総会は運営委員会の決議に基づき本会の代表によって招集する。</p> <p>4 総会は本会の会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任した会員は出席とみなす。</p> <p>5 本会の議案は出席者の過半数の賛同をもって成立したものとす。</p>
<p>【会計】</p> <p>第13条 本会の会計は次の通りとする。</p> <p>① 会の運営のため会費を徴収する。寄付等を受けた時は収入に充てる。</p> <p>② 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。</p> <p>③ 新年度にもかわらず予算が成立していない時は予算の成立まで、運営委員会の議決を経て、前年度予算に準じて支弁することができる。</p> <p>2 年会費は、1人あたり50円とし、グループに所属する会員はグループ毎に一括納入とする。</p>	<p>【会計】</p> <p>第13条 本会の会計は次の通りとする。</p> <p>① 会の運営のため会費を徴収する。寄付等を受けた時は収入に充てる。</p> <p>② 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。</p> <p>③ 新年度にもかわらず予算が成立していない時は予算の成立まで、運営委員会の議決を経て、前年度予算に準じて支弁することができる。</p> <p>2 年会費は、1人あたり50円とし、グループに所属する会員はグループ毎に一括納入とする。</p>
<p>【雑則】</p> <p>第14条 会則の変更は、総会の議決による。</p> <p>2 本会則の下に、細則(運営上の諸規則)を設けることができる。</p> <p>3 細則は、運営委員会の議決により新設および改廃ができる。</p>	<p>【雑則】</p> <p>第14条 会則の変更は、総会の議決による。</p> <p>2 本会則の下に、細則(運営上の諸規則)を設けることができる。</p> <p>3 細則は、運営委員会の議決により新設および改廃ができる。</p>
<p>【附則】</p> <p>1 本会則は平成24年8月25日から発効する。</p> <p>2 平成25年8月24日に会則改訂</p> <p>3 平成26年8月23日に会則改訂</p> <p>4 令和3年8月28日 第2条及び第3条の一部改定を行った。</p> <p>5 令和4年9月3日 第5条以下の全面改定を行った。</p>	<p>【附則】</p> <p>1 本会則は平成24年8月25日から発効する。</p> <p>2 平成25年8月24日に会則改訂</p> <p>3 平成26年8月23日に会則改訂</p> <p>4 令和3年8月28日 第2条及び第3条の一部改定を行った。</p> <p>5 令和4年9月3日 第5条以下の全面改定を行った。</p>

<p>1 役員は任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員は任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 増員により選任された役員は任期は、直近の定時総会までとする。</p> <p>4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。</p>	<p>1 役員は任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員は任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 増員により選任された役員は任期は、直近の定時総会までとする。</p> <p>4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。</p>
<p>【役員】</p> <p>第11条 役員は任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員は任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 増員により選任された役員は任期は、直近の定時総会までとする。</p> <p>4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。</p>	<p>【役員】</p> <p>第11条 役員は任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員は任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 増員により選任された役員は任期は、直近の定時総会までとする。</p> <p>4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。</p>
<p>【運営委員会】</p> <p>第11条 本会の円滑な運営を図るため運営委員会を置き、第6条で定める運営委員により構成する。</p> <p>2 運営委員会は公開で行う事を原則とし、代表の招集により1回以上開催する。</p> <p>3 運営委員会は必要に応じて小委員会を設け、決定や活動の企画立案を行う。</p> <p>4 運営委員会は必要に応じて小委員会を設け、決定や活動の企画立案を行う。</p> <p>5 運営委員会の議決は、出席委員の過半数以上の賛同をもって成立する。</p> <p>6 (公財)ブラザー・コムおよび至聖市社会福祉協議会至聖ボランタリーセンターは、議決権のないオブザーバーとして運営委員会に出席する。</p>	<p>【運営委員会】</p> <p>第11条 本会の円滑な運営を図るため運営委員会を置き、第6条で定める運営委員により構成する。</p> <p>2 運営委員会は公開で行う事を原則とし、代表の招集により1回以上開催する。</p> <p>3 運営委員会は必要に応じて小委員会を設け、決定や活動の企画立案を行う。</p> <p>4 運営委員会は必要に応じて小委員会を設け、決定や活動の企画立案を行う。</p> <p>5 運営委員会の議決は、出席委員の過半数以上の賛同をもって成立する。</p> <p>6 (公財)ブラザー・コムおよび至聖市社会福祉協議会至聖ボランタリーセンターは、議決権のないオブザーバーとして運営委員会に出席する。</p>
<p>【総会】</p> <p>第12条 総会は次の事項について決議する。</p> <p>また総会の進行のため議長を選出する。</p> <p>① 会則の変更承認 ② 運営委員の選任および解任 ③ 活動報告および会計報告と承認 ④ 活動計画および予算計画と承認</p> <p>2 定期総会を毎年1回、開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。</p> <p>3 総会は運営委員会の決議に基づき本会の代表によって招集する。</p> <p>4 総会は本会の会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任した会員は出席とみなす。</p> <p>5 本会の議案は出席者の過半数の賛同をもって成立したものとす。</p>	<p>【総会】</p> <p>第12条 総会は次の事項について決議する。</p> <p>また総会の進行のため議長を選出する。</p> <p>① 会則の変更承認 ② 運営委員の選任および解任 ③ 活動報告および会計報告と承認 ④ 活動計画および予算計画と承認</p> <p>2 定期総会を毎年1回、開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。</p> <p>3 総会は運営委員会の決議に基づき本会の代表によって招集する。</p> <p>4 総会は本会の会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任した会員は出席とみなす。</p> <p>5 本会の議案は出席者の過半数の賛同をもって成立したものとす。</p>
<p>【会計】</p> <p>第13条 本会の会計は次の通りとする。</p> <p>① 会の運営のため会費を徴収する。寄付等を受けた時は収入に充てる。</p> <p>② 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。</p> <p>③ 新年度にもかわらず予算が成立していない時は予算の成立まで、運営委員会の議決を経て、前年度予算に準じて支弁することができる。</p> <p>2 年会費は、1人あたり50円とし、グループに所属する会員はグループ毎に一括納入とする。</p>	<p>【会計】</p> <p>第13条 本会の会計は次の通りとする。</p> <p>① 会の運営のため会費を徴収する。寄付等を受けた時は収入に充てる。</p> <p>② 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。</p> <p>③ 新年度にもかわらず予算が成立していない時は予算の成立まで、運営委員会の議決を経て、前年度予算に準じて支弁することができる。</p> <p>2 年会費は、1人あたり50円とし、グループに所属する会員はグループ毎に一括納入とする。</p>
<p>【雑則】</p> <p>第14条 会則の変更は、総会の議決による。</p> <p>2 本会則の下に、細則(運営上の諸規則)を設けることができる。</p> <p>3 細則は、運営委員会の議決により新設および改廃ができる。</p>	<p>【雑則】</p> <p>第14条 会則の変更は、総会の議決による。</p> <p>2 本会則の下に、細則(運営上の諸規則)を設けることができる。</p> <p>3 細則は、運営委員会の議決により新設および改廃ができる。</p>
<p>【附則】</p> <p>1 本会則は平成24年8月25日から発効する。</p> <p>2 平成25年8月24日に会則改訂</p> <p>3 平成26年8月23日に会則改訂</p> <p>4 令和3年8月28日 第2条及び第3条の一部改定を行った。</p> <p>5 令和4年9月3日 第5条以下の全面改定を行った。</p>	<p>【附則】</p> <p>1 本会則は平成24年8月25日から発効する。</p> <p>2 平成25年8月24日に会則改訂</p> <p>3 平成26年8月23日に会則改訂</p> <p>4 令和3年8月28日 第2条及び第3条の一部改定を行った。</p> <p>5 令和4年9月3日 第5条以下の全面改定を行った。</p>

こむ1会運営委員候補者

(2022年度)【案】

	名前	選出母体	残任期
1	窟 ひとみ	前年度委員 (グループ・抽選)	1年
2	伊藤 紀久子	前年度委員 (グループ・抽選)	1年
3	小林 拓也	前年度委員 (グループ・抽選)	1年
4	河崎 直美	前年度委員 (グループ・抽選)	1年
5	田中 眞佐子	前年度委員 (グループ・抽選)	1年
6	三宅 貴子	前年度委員 (グループ・抽選)	1年
7	油井 武	前年度委員 (グループ・抽選)	1年
8	菅野 伸和	前年度委員 (グループ・抽選)	1年
9	畑中 素子	新 (グループ・立候補)	2年
10	村中 有巳子	新 (個人・立候補)	2年
11	三島 ミナ子	新 (個人・立候補)	2年
12	原 孝雄	新 (グループ・抽選)	2年
13	山岡 保寛	新 (グループ・抽選)	2年
14	金子 博子	新 (グループ・抽選)	2年
15	榎本 匡笑	新 (グループ・抽選)	2年
16	安田 美也子	新 (グループ・抽選)	2年
17	三谷 正之	新 (グループ・抽選)	2年
18	上沼 恭子	新 (グループ・抽選)	2年
19	松崎 洋祐	新 (グループ・抽選)	2年
20	森本 泰司	新 (グループ・抽選)	2年
21	中小路 絵美	新 (グループ・抽選)	2年
22	倉持 佳弘	新 (グループ・抽選)	2年
23	藤田 勝巳	新 (グループ・抽選)	2年
24	田中 準子	新 (グループ・抽選)	2年
25	中所 ユフ子	新 (グループ・抽選)	2年

(参考) 選出母体グループ

ボランティアグループゆめふうせん、宝塚ふあみりい劇場、宝塚シニアマジッククラブ、心の相談エルライン、宝塚友の会、オカリナグループ”こまどり”、宝塚広域ボランティア連絡委員会、宝塚市第3地区民生児童委員協議会、童話の会おはなしのさんぽみち、ランチボックス、櫻守の会、はっぴーばーばら、信天翁、ポップンリンカーズ、日曜大工ボランティアでえくさんず、ピリープ、歌楽多笑一座、武庫ネイチャークラブ、紙芝居サークルちようちよ、宝塚「脳卒中」友の会、宝塚エコネット、宝塚市手話サークル連絡会、宝塚市自然保護協会

こむ1会会員一覧

(2022年8月1日予定)

- ・ 会員数：約1000名
- ・ 所属グループ：52

(参考) こむ1会所属グループ一覧

ZUKAVOグループ番号	グループ名称	ZUKAVOグループ番号	グループ名称
2	テープライブラリー宝塚	187	一致バラばらの会
4	宝塚点字友の会	233	宝塚シニアマジッククラブ
8	宝塚市手話サークル「さわやか」	234	宝塚市自然保護協会
9	手話サークルす・く・ら・む	242	はっぴーばーばら
16	会食ボランティア 喜久の会	251	宝塚三線サークル ていんがーら
33	紙芝居サークル ちょうちょ	252	こむ・コム塾
35	ボランティアグループ ゆめふうせん	261	心の相談 エル・ライン
36	日曜大工ボランティア でえくさんず	267	まねき猫倶楽部
37	宝塚おもちゃの診療所	268	宝塚視力障害者協会
47	ありのままグループ	294	宝塚友の会
67	櫻守の会	314	宝塚・防災リーダーの会
97	おあや座	320	北摂・丹波地区里親会
101	宝塚心臓障害者の会	321	オカリナグループ”こまどり”
105	宝塚ろうあ協会	326	ランチボックス
106	宝塚中途難聴者の会	334	宝塚広域ボランティア連絡委員会
109	宝塚市手話サークル連絡会	335	童話の会 おはなしのさんぼみち
117	宝塚エコネット	349	つながりづくりネットワーク宝塚
118	信天翁	353	絵芝居研究会
126	武庫ネイチャークラブ	362	歌楽多笑一座
133	宝塚ふぁみりい劇場	374	宝塚がんサポートすみれの会
140	宝塚家族会	380	武庫川づくりと流域連携を進める会
150	宝塚の平和と人権を考える会	391	うらら宝塚
153	宝塚市第6地区民生児童委員協議会	395	卓上遊戯会一エアナウスー
173	宝塚「脳卒中」友の会	396	壁がなければ実行委員会
184	ポップンリンガーズ	401	宝塚市第3地区民生児童委員協議会
185	ピリーブ	405	今をゆっくり楽しむ会「リボン」

事業計画

(2022年度)【案】

1. 各企画検討会・各実行委員会の活動計画

別添資料を参照(施設改善、広報、交流等から提案資料あり)。

2. 定期総会の開催

3. 運営委員会の開催

4. 連絡会議の開催

5. 一斉配信による情報共有

6. 「ふらっとぶらざ」利用団体との調整

7. 倉庫・ロッカーの運用

8. 施設や設備に関する改善要望のとりまとめ

9. こむ1会の運営のあり方や仕組みの見直しについての検討

10. こむ1会の趣旨や目的に必要な事業

(1) 他の会議への参加

宝塚福祉コミュニティプラザ連絡会、受付ボランティア会議、宝塚市社会福祉協議会評議員会（候補者推薦）、宝塚市ボランティア活動センター運営委員会（候補者推薦）、大型児童センター運営委員会（候補者推薦）、宝塚市セーフティネット会議

施設改善企画検討会 活動計画

(2022年度)【案】

1. 施設の改善についての継続検討

- ① こむ1会登録グループ、こむ1会員の提案や意見をもとに活動する。
- ② 施設利用者が館内を利用しやすく安全に活動できるように、必要に応じて公益財団ブラザ・コムに相談し協力を得て、改善していく。

2. 「大掃除実行委員会」の継続

3. 登録グループ、利用者が施設内を安全に活動しやすい環境に改善

- ・ トイレの表示板を改善
- ・ 表示板の文字の大きさや角度
- ・ 視覚障害者が触れて男子トイレ・女子トイレが分かる工夫

4. クッキングルームの整理、改善、点検

- ・ 利用グループ、団体が使用後片付けやすいように物品表示の改善
- ・ クッキングルームの物品ノートの作成

5. 防災・減災活動についての実施

- ・ 消防避難訓練への協力
- ・ 避難経路の表示
- ・ 館内案内図の表示

広報企画検討会 活動計画

(2022年度)【案】

1. 広報活動についての継続検討

- ・ 館内見学の方法
- ・ 掲示板や館内の掲示物（館内表示）
- ・ 手話言語、音訳、映像（イラスト）を用いた広報の検討

2. 「ウェブサイト制作実行委員会」の継続

3. 「デジマガ制作実行委員会」の継続

4. 積極的な広報を行うことを検討

① 目的目標および現状

- ・ 宝塚市民なら「ぷらざこむ1」と「こむ1会」のことがわかるようにしたい。
- ・ 存在自体「どこ？」って言われ、フレミラとの違いが理解されていない現状を変えたい。「ボランティア団体が使う施設」の理解から（自分とは関係ない事として）関心が発展していかない状態。
- ・ こむ1会のことを知ってもらって、利用者（ボランティア）を増やす

② 内容（積極的な広報とは）

- ・ 館内見学の依頼などの紹介できる機会があれば広報を行う（待ちの姿勢）から、広報する機会を積極的に自ら探し、作り出して、行っていく（攻めの広報）。
- ・ こむ1会内（会員向け）の広報活動だけでなく、対外的（市民向け）な広報を検討する。例：子どもや市民対象に「館内見学」を自主的に企画して実施、子ども向けの館内見学のリーフレット作成配布など。
- ・ こむ1会への参画のメリットを広報する（現状はデメリットの方が目につきやすいので、良い点を見つめ直し、作り出して、積極的にアピールする）。例：「利用者が自分たちのチカラでつくれる施設」
- ・ 広報の「伝え方・言葉の使い方」は重要で、正しく伝える。例：「無料の施設」は誤解を生みやすく「施設の利用料は、社会的課題に取り組むボランティア活動の行動実績」と相応しい言葉を選ぶ。

5. 予算が必要になる（必要な経費が使える仕組みを検討）

- ・ 大人向き、子ども向きの資料作成（リーフレット作成代）、小学生への出前講座（説明資料作成）などの広報活動のための必要経費が不明確で計画しにくい現状がある。

6. 多くの人が参画してもらう仕組みを検討

（運営委員以外からも参加が欲しい）

- ・ 広報活動を細分化（各実行委員会などに分担）することで、作業内容が単純化、わかりやすく、部分的な参加がしやすくなるので、多くの人に興味ある作業や手伝える内容で参画が増える仕組みが必要。
- ・ 「広報活動」は、こむ1会の運営委員会や各企画検討会、各実行委員会の共通な必須活動なので、横断的に連携できる仕組み（例：各実行委員会の広報担当者が兼任する）必要。

交流企画検討会 活動計画

(2022年度)【案】

1. 「2021年度交流企画検討会」からの提案

- ・ ターゲットを子どもに決めてフェスティバルを行う
- ・ YouTubeなどで配信する

理由

- 未来のボランティアとなる子どもたちに、こむ1会のボランティアを知ってもらう
- コロナ禍の中、窮屈な生活を強いられている子どもたちに楽しんでもらう
(ボランティアとしてニーズがある)
- 宝塚福祉コミュニティプラザにはプレミア児童館もあり、そこに集まる子どもたちにぴらごこむ1を知ってもらう
- 色々な職種・年代の老若男女に知って貰う一つのツールとして YouTube を導入する

座談会実行委員会 活動計画

(2022年度)【案】

1. 「2021年度座談会実行委員会」からの事業提案

- ・ 訪問型ボランティアの座談会を再度実施する
- ・ 訪問型ボランティアとは別の、様々なジャンルのグループが集まって座談会を実施する

理由

- 訪問型ボランティアとしては第一回を実施したが、訪問型ボランティアグループがお互いを知り協力し合える関係を作る為には複数回の開催が必要
- ジャンル毎に問題点課題が違うので、それぞれのジャンルによる座談会を開くニーズがある

会計予算

(2022年度)【案】

 自 2022年8月1日
 至 2023年7月31日

(単位:円)

収 入			
科目	前年度の決算	予 算	摘 要 (主な収益抜粋)
前年度繰越金	225,873	120,315	※2021年度会計より繰越
年会費	51,800	45,000	50円×会員900名分
活動収入	0	0	
雑収入	4,175	1,685	コピー機利用収入
計	281,848	167,000	

(単位:円)

支 出			
科目	前年度の決算	予 算	摘 要 (主な使途抜粋)
消耗品費	42,100	45,000	コピー費(カード・用紙・インク) 事務用品 会議用飲料費
備品費	114,729	20,000	
使用料	4,704	5,000	ウェブサーバー・ドメイン料
事業費	0	80,000	広報、リーフレット 交流、フェスティバル
予備費	0	17,000	※各科目に補充できる
計	161,533	167,000	

※2021年度予算との変更点

1) 「支出:事業費」・「収入:活動収入」の科目復帰

※ 昨年は新型コロナウイルス流行のため休止